

飯島町輝く農山村地域創造プロジェクト事業
(持続可能な農業・農村モデル再構築検討業務)
業務委託仕様書

令和7年7月
飯島町役場 産業振興課

1 業務等の名称

持続可能な農業・農村モデル 再構築検討業務委託

2 業務等の目的

(1) 本業務の背景

飯島町（以下「町」という。）は、これまでに「地域複合営農モデル」を核に、耕作放棄地の再生・6次産業化・直売所整備などを通じた地域ぐるみの農業体制を構築してきた。

一方で、高齢化による担い手不足や販路の限定、農産加工施設の老朽化などが顕在化し、「持続可能な農業・農村モデル」のさらなるブラッシュアップが求められている。

本検討業務では、既存モデルの強みを活かしつつ、新たな視点・手法を組み込んだ「持続可能かつ拡張性のある農業体制」を検討し、ロードマップ化することを目的とする。

(2) 本業務の目的

町の地域全体を巻き込んだ「持続可能な農業・農村モデル」の再構築に向けた施策の方針を策定する。

(ア) 「地域内外の多様な者が関わり新たな価値の創出」

関係人口の拡大、新規就農・移住定住促進の具体施策を明確化

(イ) 「多様なアグリビジネス創出と多分野との連携」

既存の農産物加工グループや法人の再編・継承、加工施設のあり方検討を行い、中長期的な運営ロジックを提示。また、各施策のロードマップ・KPIを設定し、町が自走的に運用できる体制・手順を示す。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託用務内容

(1) 業務委託の内容は次の各項目の通りとし、具体的な取組については受託者から企画・提案することとする。

(ア) 地域ぐるみの農業体制再構築業務

既存の「地域複合営農」モデルを基盤としつつ、農業参加人口の拡大や担い手の多様化を実現するための制度設計・組織体制検討、関係人口創出、移住定住支援等の量的・質的指標を達成するための施策立案

(イ) 6次産業化再構築業務

既存加工品のマーケティング強化、商品デザインリニューアルなどを通じて、6次産業化の売上・付加価値を拡大するための具体策の検討

(ウ) 加工施設検討業務

農産加工施設の現状調査を行い、老朽化・稼働率・運営体制などを分析のうえ「再編・改修・新設」の検討、採算性や維持管理コストを鑑みた施設方針を提案

(2) 業務を遂行するための具体的な項目

- (ア) 町民の現状と未来に対しての共通認識をまとめ、施策立案、具体策及び方針（以下「コンセプト」という。）の策定
- (イ) 施策立案、具体策及び方針の策定に向けた、調査、勉強会、対話、ワークショップ、イベント等の実施
- (ウ) 各アンケート調査の実施（町外者に対する町のイメージ調査、消費者に対する既存加工品の評価調査等（イベントやWEB等））
- (エ) 庁舎内等の打合せ（月2回の内1回は検討委員会）
- (オ) 検討委員会（月1回）
- (カ) 映像・WEB・紙媒体・ポスター等、効果的な手法によるコンセプトの見える化
- (キ) コンセプトに紐づいた実施事業の検討・提案
- (ク) プロジェクトの進行管理等（事業の運営体制、スケジュール等）

5 成果品

受託者が提出する成果物は、以下に示すものとする。

- (1) ロードマップ、業務完了報告書（A4判）
- (2) 会議・打合せ議事録
- (3) その他、委託者が必要とする書類

6 成果品の提出先

〒399-3797 長野県上伊那郡飯島町飯島 2537

飯島町役場 産業振興課

sangyousinkou@town.iijima.lg.jp6781

7 完了検査

- (1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

8 業務の実施体制

- (1) 業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- (2) 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、委託者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- (3) 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

9 その他業務の実施のために必要な事項

(1) 個人情報の取得・保護・管理等

- (ア) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- (イ) 受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損出を生じさせないこと。
- (ウ) 受託者は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) その他

- (ア) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- (イ) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には委託者と協議しなければならない。
- (ウ) 本委託業務の実施による文章、画像、映像その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (エ) 本業務に係る広報物等の著作権は委託者に帰属するものとし、委託者はその加工及び2次利用をできることとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (オ) 納入される成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(3) 注意事項

- (ア) 受託者は、本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題等が発生した場合には、速やかに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じること。
- (イ) 委託事業に関する苦情等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (ウ) 委託者は、本業務の処理について、受託者に意見を述べることができる。